

「香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例」について

※ 平成 28 年 2 月議会で審議中の内容が含まれています。

1 条例で定める基準

- 特別な定めのあるものを除き（2を参照）、左欄に掲げる社会福祉施設等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる法令に規定する基準をもってその基準としている。

社会福祉施設等	法令
10 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービスの事業及び同法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスの事業	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）
10の2 介護保険法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援の事業及び同法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援の事業	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）
12 介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスの事業及び同法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスの事業	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）

2 県の独自基準（特別な定めのあるもの）

（1） 非常災害対策に関する具体的な計画の概要の揭示

（非常災害対策に関する具体的な計画の概要の揭示）

第4条 社会福祉施設等の設置者等（設置者若しくは開設者又は当該事業を行う者をいう。以下同じ。）は、非常災害対策に関する具体的な計画を作成し、施設又は事業所の見やすい場所に、その概要を揭示しなければならない。

- 非常災害に対応するため、基準省令等において、消防計画のみならず風水害、地震等の災害に対処するための計画も含めて、非常災害に関する具体的な計画を策定することとされている。

具体的な計画の策定に当たっては、事業所や利用者の居宅が、津波、高潮、洪水、土砂災害などの自然災害の予想される区域内にあるかどうかなど、事業所や利用者の居宅が所在している市町の地域防災計画を確認し、必要な対策に関しては、市町担当者との意見交換等により、詳細に検討しておく必要がある。

（検討が必要と思われる事項）

- ・ 災害の恐れのある場合の情報の取得方法
- ・ 職員等の行動計画
- ・ 避難場所、避難方法の確認
- ・ 備蓄物資の検討
- ・ 行動計画について職員、利用者等への周知の徹底 など

《参考》

- ・ 災害危険箇所に関する情報

香川県ホームページ（香川県防災・国民保護情報）

<http://www.pref.kagawa.jp/bosai/>

- 県では、「高齢者施設における防災マニュアル作成の手引き」（平成 24 年 5 月 16 日付け通知）を作成しているので、御活用ください。
 - ・ 防災マニュアル作成の手引きは、「かがわ介護保険情報ネット」に掲載している。
<http://www.pref.kagawa.jp/choju/kaigo/jigyosya/risk-management/bousai.html>

(Q & A)

- 概要とはどのようなものか。
立地環境などから想定される非常災害の内容、避難場所、避難経路、避難方法など、計画の骨子が記載されたものである。
- 掲示の方法はどのようにすればよいか。
施設や事業者の見えやすい場所に概要や計画等を掲示することが望ましいが、スペースの制約がある場合などは計画等を受付などに備えて自由に閲覧できるようにしておくこと。
- 居宅サービス事業では、計画にどのような内容を盛り込めばよいのか
それぞれのサービス特性によって、盛り込むべき内容は異なってくる。基本的には、利用者の安全確保のために、非常災害時に円滑な活動ができるようにするように定めるものである。例えば、訪問系サービスであれば、非常災害の内容に応じて、利用者毎の避難計画や事業所の連絡体制などを記載しておくことが必要である。
- 居宅介護支援事業では、計画にどのような内容を盛り込めばよいのか。
居宅介護支援であれば、非常災害の内容に応じて利用者毎の避難支援（あらかじめ民生委員等に避難支援をお願いしておくなど）、安否確認方法や避難先での生活継続の可否の判断及び対応の手順などを記載しておくことが必要である。

(2) 非常災害時の連携協力体制の整備

(非常災害時の連携協力体制の整備)
第5条 社会福祉施設等の設置者等は、非常災害時の入所者又は利用者（以下「入所者等」という。）の安全の確保を図るため、あらかじめ他の社会福祉施設等相互間の及び県、市町、関係機関、地域住民等との連携協力体制を整備するよう努めなければならない。

(参考)

- 県では、携帯電話のメール送受信を活用した「社会福祉施設等被害状況確認システム」を導入しています。
このシステムは、地震・台風などの災害時に、被害状況の確認メールを、あらかじめ登録いただいた**施設、居住系・通所系サービス事業所**の代表者の携帯電話へ、県から一斉配信し、利用者や建物の被害状況について返信してもらうことで、県と市町が被害状況を一元的に把握できるというものです。

本システムを有効に活用するために、御理解と御協力をお願いします。

なお、システム登録等の手続きは、「かがわ介護保険情報ネット」に掲載しています。

<http://www.pref.kagawa.jp/choju/kaigo/jigyosya/risk-management/bousai.html>

(Q & A)

- 関係機関、地域住民等との連携協力体制の整備とは具体的にどのようなものか。
地元自治会との相互援助協定の締結や、地域で実施される防災訓練に施設としての参加、地域住民に施設の防災訓練に参加してもらうなどが考えられる。また、訪問系居宅サービス事業においては、特に、緊急時の対応として、近隣住民や自主防災組織、消防団との協力体制を確保しておくことが重要である。

(3) 研修の実施及び研修の機会の確保

(研修の実施及び研修の機会の確保)

第6条 社会福祉施設等の設置者等は、職員又は従業者の資質の向上のために、毎年具体的な研修計画を作成し、当該研修計画に基づき全ての職員又は従業者に対して研修を実施し、当該研修の結果を記録するほか、職員又は従業者の研修の機会を確保しなければならない。

(Q & A)

○ 社会福祉施設等が行う研修には、どのようなものが想定されるか。

老人福祉法、介護保険法等の運営基準に示されているとおり、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修や事故発生の防止のための研修は実施しなければならない。また、その他にも適切なサービスが提供できるよう、従業者の資質向上のために施設の実情に合った研修を実施する。

例えば、高齢者を理解するため、加齢による身体機能や精神面の変化・認知症等を理解するための研修、高齢者に提供する適切な介護技術、高齢者の権利擁護、高齢者虐待や身体拘束廃止等の研修である。

(4) 記録の整備

※ 下線部削除（施行日：平成28年4月1日）

第3条

2 前項の規定により同項の法令に規定する基準を社会福祉施設等の基準とするに当たっては、本県の実情を考慮して、同項の法令のうち別表第2の第1欄に掲げる法令の同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。

別表第2（第3条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第39条第2項、第53条の2第2項、第73条の2第2項、第82条の2第2項、第90条の2第2項、第104条の2第2項、 <u>第105条の18第2項</u> 、第118条の2第2項、第139条の2第2項、第154条の2第2項、第191条の3第2項、第192条の11第2項、第204条の2第2項及び第215条第2項	2年間	5年間
指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準	第29条第2項	2年間	5年間
指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第54条第2項、第73条第2項、第83条第2項、第92条第2項、第122条第2項、第141条第2項、第194条第2項、第244条第2項、第261条第2項、第275条第2項及び第288条第2項	2年間	5年間

(Q&A)

- 保存期間の起算時期であるサービス提供の完結の日とはいつのことか。
完結の日とは、利用者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとに、その書類と使わなくなった日とする。基本的には、介護報酬の過払いの場合の返還請求権が5年であることから保存期間を5年に延長した趣旨を踏まえ、サービス提供の完結の日とは、返還請求権の時効の起算日と同様に、事業者が介護報酬を受け取った日の翌日とする。ただし、5年は最低基準を定めたものであり、施設運営やサービス提供上必要となる記録については、延長して保存することが可能である。

(5) 業務の質の評価

(業務の質の評価等)

第8条 社会福祉施設等(別表第1の1の項に掲げる施設のうち、児童福祉法第7条第1項の乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設(次項において「乳児院等」という。)並びに同表の2の項、3の項、7の項、9の項から13の項まで、14の項(障害福祉サービス事業に限る。)及び15の項から17の項までに掲げる社会福祉施設等を除く。)の設置者等は、自ら当該社会福祉施設等に係る業務の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努めなければならない。

2 社会福祉施設等(乳児院等を除く。)の設置者等は、当該社会福祉施設等に係る業務の一層の改善を進めるため、定期的に外部の者による評価を受けるよう努めなければならない。

(Q & A)

○ 外部の者による評価とは、どのような方法があるのか。

例えば、各市町が実施している介護相談員制度の活用や第三者委員に評価を依頼するなどの方法で提供するサービスの質の向上を図るための評価を定期的実施することなどが考えられる。

(6) 給食における地産地消の推進

(給食における地産地消の推進)

第9条 社会福祉施設等の設置者等は、食事を提供する場合は、入所者等の特性に配慮しつつ、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工した食品(当該食品を原材料とするものを含む。)を積極的に使用するよう努めなければならない。

(Q & A)

○ 県産品を積極的に使用する取組みとして、どのようなものがあるか。

献立に県産品使用の割合を増やす取組み、地産地消の日を設定するなどして、県産食材を可能な限り使用した食事、県の特産品を使用した食事、地域の伝統食を提供する機会を増やす取組みなどが考えられる。

社会福祉施設等設置者 殿

香川県健康福祉部長

社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等について

香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成 24 年香川県条例第 52 号。以下「条例」という。）については、平成 24 年 10 月 12 日をもって公布され、平成 25 年 4 月 1 日より施行されます。その運用に当たっては、次のことに留意し、適切に対応してください。

記

1 条例基準についての運用

条例の基準については、条例第 3 条の規定により、各社会福祉施設等の区分に応じ、それぞれ条例別表第 1 に掲げる法令に規定する基準をもってそれぞれの基準としており、その内容には同表に掲げる法令に規定する基準の運用のために厚生省及び厚生労働省等から発出された通知文書等において示されている内容をそれぞれの基準の解釈等とするものであるので、これを踏まえて、当該施設等は適正な事業運営をすること。

2 本県独自基準についての運用

条例において本県独自に設定した基準については、上記 1 のほか、運用上の留意事項を別紙のとおり定めたので、別紙の留意事項を十分確認の上、適正な事業運営をすること。

(別紙)

1 非常災害対策に関する具体的な計画の概要の掲示（条例第4条）

「非常災害対策」の規定に、非常災害に関する具体的な計画の策定の規定があるが、入所者等の安全確保及び周知徹底を図り、非常災害時に円滑な活動ができるようにするため、策定した具体的な計画の概要を施設内に掲示することを義務付けたものであること。

2 非常災害時の連携協力体制の整備（条例第5条）

社会福祉施設等が、非常災害時に入所者等の安全の確保を図るためには、近隣住民や消防団、他の社会福祉施設等との日常の連携を密にするとともに、緊急時の応援、協力体制を確保することが重要であるため、連携協力体制を整備するよう努めなければならないものであること。

3 研修の実施及び研修機会の確保（条例第6条）

介護保険施設等の現行基準のうち「勤務体制の確保等」において、研修の機会の確保に関する規定があるが、虐待防止の観点も踏まえ、職員の資質向上を図るため、計画的な人材育成の仕組みを義務付けたものであること。

4 記録の整備等（条例第7条、別表第1及び別表第2）

児童福祉施設、保護施設及び婦人保護施設については、入所者等の処遇又はサービスの提供に関する記録等を整備し、5年間保存しなければならないこと。保存する記録等については、規則で定めるものであること。

また、介護保険施設等の記録等の保存期間について、現行基準では2年であるが、公法上の債権として地方自治法第236条第1項の規定などを踏まえ、介護報酬等の適正な取扱いやサービスの向上等の観点から、5年に延長するものであること。

なお、他の法令等により、保存期間の定めがあるものについては、それぞれの規定に従う必要がある。

5 業務の質の評価等（条例第8条）

社会福祉施設等において、提供するサービスの質の向上を図るため、施設等が業務の質を自ら評価するとともに、定期的に外部の者の評価を受けて、常に業務改善を図るよう努めなければならないものであること。

なお、定期的に外部の者による評価を受けることについては、福祉サービス第三者評価事業が有効な手段の一つであると考えるが、サービス第三者評価事業に限定するものではないこと。

6 給食における地産地消の推進（条例第9条）

給食における地産地消の推進については、食事を提供する場合は、入所者等の年齢や心身の状態、嗜好等の特性に配慮しながら、地域の旬の食材など県内で生産された農林

水産物・加工食品を積極的に使用するよう努めることにより、入所者等へのサービスの質の向上を求める趣旨であること。

7 特別養護老人ホームの居室定員（別表第2）

現行の「4人以下」から「1人」に省令基準が改正されたが、入所者に多床室入所の希望があることを踏まえ、居室の入所の選択を狭めない観点から、「4人以下」と定めたものであること。

なお、居室定員を2人以上とする場合には、入所者の希望を踏まえるとともに、プライバシーの確保のための配慮を行うこと。

8 ユニット型施設の入居定員（別表第2）

基準の明確化の観点から、省令基準の「おおむね」を削除して「10人以下」と定めたものであること。

9 保護施設等における秘密保持等（条例第10条）

(1) 条例第10条第1項は、保護施設等の職員に、その業務上知り得た入所者等又はその家族の秘密の保持を義務付けたものであること。

(2) 同条第2項は、保護施設等の設置者に対して、過去に当該保護施設等の職員であった者が、その業務上知り得た入所者等又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を取ることを義務付けたものであり、具体的には、保護施設等の設置者は、当該保護施設等の職員が職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこととするものであること。

10 保護施設における勤務の体制の確保等（条例第11条）

(1) 条例第11条第1項は、保護施設ごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、作業指導員、介護職員及び看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にすることを定めたものであること。

(2) 同条第2項は、職員の勤務体制を定めるにあたっては、可能な限り継続性を重視し、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年7月1日厚生省令第18号）第16条、第20条、第27条及び第32条の規定を踏まえ、それぞれの施設が担う生活指導等の視点に立った処遇を行わなければならないこととしたものであること。

11 保護施設における事故発生の防止及び発生時の対応（条例第12条）

(1) 事故発生の防止のための指針（第1項第1号）

保護施設が整備する「事故発生の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととすること。

① 施設における処遇事故の防止に関する基本的考え方

② 処遇事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項

- ③ 処遇事故の防止のための職員研修に関する基本方針
 - ④ 施設内で発生した処遇事故、処遇事故には至らなかったが処遇事故が発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）及び現状を放置しておくで処遇事故に結びつく可能性が高いもの（以下「処遇事故等」という。）の報告方法等の処遇に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針
 - ⑤ 処遇事故等発生時の対応に関する基本方針
 - ⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
 - ⑦ その他処遇事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針
- (2) 事実の報告及びその分析を通じた改善策の職員に対する周知徹底（第1項第2号）
 保護施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、処遇事故等について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して職員の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要であること。
 具体的には、次のようなことを想定している。
- ① 処遇事故等について報告するための様式を整備すること。
 - ② 直接処遇職員その他の職員は、処遇事故等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、処遇事故等について報告すること。
 - ③ ②により報告された事例を集計し、分析すること。
 - ④ 事例の分析に当たっては、処遇事故等の発生時の状況等を分析し、処遇事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、防止策を検討すること。
 - ⑤ 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること。
 - ⑥ 防止策を講じた後に、その効果について評価すること。
- (3) 事故発生の防止のための従業者に対する研修（第1項第3号）
 直接処遇職員その他の職員に対する事故発生の防止のための研修の内容としては、事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該保護施設における指針に基づき、安全管理の徹底を行うものとする。
 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該保護施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず事故発生の防止の研修を実施することが重要であること。
 また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えないこと。
- (4) 事故発生時の対応（第2項及び3項）
 保護施設は、入所者等の日常生活や処遇上に事故が発生した場合は、速やかに市町、当該入所者等の家族等に対して連絡を行う等の必要な措置を講ずべきこととともに、事故の状況及び事故に際して採った措置について記録し、また、入所者等に対し賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこと。
 なお、条例第7条の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録は、5年間保存しておかななければならないこと。
- (5) 損害賠償（第4項）
 保護施設は、賠償すべき事態となった場合には、速やかに賠償しなければならない。そのため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこ

と。

12 保護施設等における身体拘束等の禁止（条例第13条）

- (1) 条例第13条第1項は、入所者等又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととしたものであること。
- (2) 同条第2項は、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の入所者等の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものであること。

なお、条例第7条の規定に基づき、入所者等又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合に行った身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者等の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由についての記録は、5年間保存しておかなければならないこと。

24長寿第64407号

平成25年3月29日

各介護保険事業者等管理者 殿

香川県健康福祉部長寿社会対策課長

(公 印 省 略)

社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に係る質問について

香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第52号。以下「条例」という。）については、平成24年10月12日をもって公布され、平成25年4月1日より施行されるところです。この度、当該基準等についていただきましたご質問に対する回答がまとまりましたので別添のとおりお知らせします。

つきましては、貴施設・事業所におかれましても、基準等の運用に当たっては、別添の内容に留意いただき、適切な対応をお願いします。

香川県健康福祉部長寿社会対策課 施設サービスグループ 在宅サービスグループ TEL：087-832-3268 087-832-3269

社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に対する回答

サービス種別	基準種別	項目	質問	回答
01 全サービス共通	3 運営	非常災害対策の具体的計画の揭示義務	概要とはどのようなものか。	立地環境などから想定される非常災害の内容、避難場所、避難経路、避難方法など、計画の骨子が記載されたものである。
01 全サービス共通	3 運営	非常災害対策の具体的計画の揭示義務	計画とは別に概要を作成して揭示しなければならぬのか。	計画全体を揭示しても支障はない。
01 全サービス共通	3 運営	非常災害対策の具体的計画の揭示義務	揭示の方法はどのようなようにすればよいのか。	施設や事業者の見えやすい場所に概要や計画等を掲示することが望ましいが、スペースの制約がある場合などは計画等を交付するなどによって自由に閲覧できるようにしておくこと。
01 全サービス共通	3 運営	非常災害対策の具体的計画の揭示義務	居宅サービス事業では、計画にどのような内容を盛り込めばよいのか。	それぞれのサービス特性によって、盛り込むべき内容は異なってくる。基本的には、利用者の安全確保のために、非常災害時に円滑な活動ができるようにするよう定めるものである。例えば、訪問サービスであれば、非常災害の内容に応じて、利用者毎の避難計画や事業所の連絡体制などを記載しておく必要がある。
01 全サービス共通	3 運営	災害時における他施設との連携・相互応援体制の構築	関係機関、地域住民等との連携協力体制の整備とは具体的にどのようなものか。	地元自治会との相互援助協定の締結や、地域で実施される防災訓練に施設としての参加、地域住民に施設の防災訓練に参加してもらうなどがある。また、訪問系居宅サービス事業においては、特に、緊急時の対応として、近隣住民や自主防災組織、消防団などの協力体制を確保しておくことが重要である。
01 全サービス共通	3 運営	災害時における他施設との連携・相互応援体制の構築	避難訓練の回数ほどのようか。	県が作成した「高齢者施設における防災マニュアル作成の手引き」にも記載していますが、避難訓練については最低年2回以上実施するよう努めること
01 全サービス共通	3 運営	研修機会の確保	社会福祉施設等が行なう研修には、どのようなものが想定されるか。	老人福祉法、介護保険法等の運営基準に示されているとおり、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修や事故発生時の防止のための研修は実施しなければならない。また、その他にも適切なサービスが提供できるよう、従業者の資質向上のために施設の実情に合った研修を実施する。 例えば、高齢者を理解するため、加齢による身体機能や精神面の変化、認知症等を理解するための研修、高齢者に提供する適切な介護技術、高齢者の権利擁護、高齢者虐待や身体拘束廃止等の研修である。
01 全サービス共通	3 運営	福祉サービスにおける外部評価等の実施	外部の者による評価とは、どのような方法があるのか。	例えば、各市町が実施している介護相談員制度の活用や第三者委員に評価を依頼するなどの方法で提供するサービスの質の向上を図るための評価を定期的に実施することが考えられる。
01 全サービス共通	3 運営	給食における地産地消の推進	県産品を積極的に使用する取組みとして、どのようなものがあるか。	献立に県産品使用の割合を増やす取組み、地産地消の日を設定するなどして、県産食材を可能な限り使用した食事、県の特産品を使用した食事、地域の伝統食を提供する機会を増やす取組みなどが考えられる。
01 全サービス共通	3 運営	記録の整備	保存期間の起算時期であるサービス提供の完了の日とはいつのことか。	完結の日とは、利用者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとに、その書類を使わなくなった日とする。基本的に、介護報酬の過払いの場合の返還請求権が5年であることから保存期間を5年に延長した趣旨を踏まえ、サービス提供の完了の日とは、返還請求権の時効の起算日と同様に、事業者が介護報酬を受け取った日の翌日とする。ただし、5年は最低基準を定めたものであり、施設運営やサービス提供上必要となる記録については、延長して保存することが可能である。
01 全サービス共通	3 運営	記録の整備	保存対象となる記録は何か。	それぞれの法令に規定する基準に記載されている記録のことであるが、具体的には、ケアプランなど入所者に提供するサービス・処遇に関する計画、カルテ、看護記録、介護記録など提供した具体的なサービス・処遇の内容等の記録、身体拘束に関する記録、苦情記録、事故記録、勤務実績の記録などを記載した書類が該当する。
01 全サービス共通	3 運営	記録の整備	電子媒体で記録を保存してもよいのか。	可能ですが、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の関係規定に基づき適切に対応することが必要である。
24 介護老人福祉施設	02 設備	特別養護老人ホームの居室定員	プライバシーの確保のための配慮とはどのようなものか。	プライバシーが確保されたものとは、例えば、壁やふすまのような建具を用いたり、また、アコーデオカンカーテン、パーティションや家具などにより利用者同士の視線の遮断が確保されるようなものである必要がある。

25長寿第63604号
平成26年3月28日

社会福祉施設等設置者 殿

香川県健康福祉部長

「香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第52号）」の一部改正について

「香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第52号）」（以下「条例」という。）については、別添新旧対照表のとおり一部改正され、平成26年4月1日から施行されます。その運用に当たっては、次のことに留意し、適切に対応してください。

記

1 条例基準についての運用

条例で定める基準に、介護保険法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援の事業及び同法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援の事業（以下「居宅介護支援等の事業」という。）に関する基準を追加した。

居宅介護支援等の事業の基準については、条例第3条の規定により、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」を基準としており、その内容には当該基準の運用のために厚生省及び厚生労働省等から発出された通知文書等において示されている内容をそれぞれの基準の解釈等とするものであるため、これを踏まえて、適正な事業運営をすること。

2 本県独自基準についての運用

居宅介護支援等の事業に関し、条例において本県独自に設定した基準については、上記1のほか、運用上の留意事項を別紙のとおり定めたため、別紙の留意事項を十分確認の上、適正な事業運営をすること。

(別紙)

1 非常災害対策に関する具体的な計画の概要の揭示 (条例第4条)

非常災害対策に関する具体的な計画を作成し、利用者等の安全確保及び周知徹底を図り、非常災害時に円滑な活動ができるようにするため、その計画の概要を事業所内に掲示することを義務付けたものであること。

2 非常災害時の連絡協力体制の整備 (条例第5条)

非常災害時に利用者等の安全の確保を図るためには、近隣住民や消防団、他の社会福祉施設等との日常の連携を密にするとともに、緊急時の応援、協力体制を確保することが重要であるため、連携協力体制を整備するよう努めなければならないものであること。

3 研修の実施及び研修機会の確保 (条例第6条)

現行基準において、研修の機会の確保に関する規定があるが、職員の資質向上を図るため、計画的な人材育成の仕組みを義務付けたものであること。

4 記録の整備等 (条例別表第2)

保存期間について、現行基準では2年であるが、公法上の債権として地方自治法第236条第1項の規定などを踏まえ、介護報酬等の適正な取扱いやサービスの向上等の観点から、5年に延長するものであること。

なお、他の法令等により、保存期間の定めがあるものについては、それぞれの規定に従う必要がある。

5 業務の質の評価等 (条例第8条)

提供するサービスの質の向上を図るため、現行基準にある業務の質を自ら評価することに加えて、定期的に外部の者の評価を受けて、常に業務改善を図るよう努めなければならないものであること。

なお、定期的に外部の者による評価を受けることについては、福祉サービス第三者評価事業が有効な手段の一つであると考えるが、サービス第三者評価事業に限定するものではないこと。

香川県条例第4号

香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部を改正する条例

香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第2項第1号（同法第21条の5の16第4項及び第24条の9第2項（同法第24条の10第4項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。第16条第1号において同じ。）、第21条の5の18第1項及び第2項、第24条の12第1項及び第2項並びに第45条第1項、生活保護法（昭和25年法律第144号）第39条第1項、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第17条第1項、介護保険法（平成9年法律第123号）第42条第1項第2号、<u>第47条第1項第1号、第54条第1項第2号、第70条第2項第1号（同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。第16条第2号において同じ。）</u>、<u>第74条第1項及び第2項、第79条第2項第1号（同法第79条の2第4項において準用する場合を含む。第16条第2号において同じ。）</u>、<u>第81条第1項及び第2項、第86条第1項、第88条第1項及び第2項、第97条第1項から第3項まで、第115条の2第2項第1号（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第35条の11の規定により同法第70条の2第4項の規定を読み替えて準用する場合を含む。第16条第2号において同じ。）</u>並びに第115条の4第1項及び第2項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号（同法第37条第2項、第38条第3項（同法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）及び第41条第4項において準用する場合を含む。第16条第3号において同じ。））、第43条第1項及び第2項、第44条第1項及び第2項、第80条第1項並びに第84条第1項並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第110条第1項及び第2項の規定に基づき、社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準（以下「基準」という。）等に関し必要な</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第2項第1号（同法第21条の5の16第4項及び第24条の9第2項（同法第24条の10第4項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。第16条第1号において同じ。）、第21条の5の18第1項及び第2項、第24条の12第1項及び第2項並びに第45条第1項、生活保護法（昭和25年法律第144号）第39条第1項、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第17条第1項、介護保険法（平成9年法律第123号）第42条第1項第2号、第54条第1項第2号、第70条第2項第1号（同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。第16条第2号において同じ。））、第74条第1項及び第2項、第86条第1項、第88条第1項及び第2項、第97条第1項から第3項まで、第115条の2第2項第1号（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第35条の11の規定により同法第70条の2第4項の規定を読み替えて準用する場合を含む。第16条第2号において同じ。）並びに第115条の4第1項及び第2項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号（同法第37条第2項、第38条第3項（同法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）及び第41条第4項において準用する場合を含む。第16条第3号において同じ。））、第43条第1項及び第2項、第44条第1項及び第2項、第80条第1項並びに第84条第1項並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第110条第1項及び第2項の規定に基づき、社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準（以下「基準」という。）等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 略

第2章 略

(基準の一般原則)

第3条 略

第3章 略

(指定障害児通所支援事業者の指定を受けることができる者等)

第16条 略

(1) 略

(2) 介護保険法第70条第2項第1号、第79条第2項第1号及び第115条の2第2項第1号 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第126条の4の2、第132条の3の2及び第140条の17の2

(3) 略

別表第1（第2条、第3条、第7条、第8条、第10条、第13条、第14条、第15条関係）

社会福祉施設等	法令
1～9 略	
10 介護保険法第41条第1項に	略

(定義)

第2条 この条例において「社会福祉施設等」とは、社会福祉に関する施設又は事業であつて別表第1の左欄に掲げるものをいう。

第2章 社会福祉施設等の基準

(基準の一般原則)

第3条 社会福祉施設等の基準は、この章に特別の定めのあるものを除くほか、別表第1の左欄に掲げる社会福祉施設等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる法令に規定する基準をもって、その基準とする。当該法令の改正に伴う経過措置についても、規則で定めるものを除き、同様とする。
2 前項の規定により同項の法令に規定する基準を社会福祉施設等の基準とするに当たっては、本県の実情を考慮して、同項の法令のうち別表第2の第1欄に掲げる法令の同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。

第3章 社会福祉施設等の指定

(指定障害児通所支援事業者の指定を受けることができる者等)

第16条 次の各号に掲げる法令の規定の条例で定める者は、当該各号に定める法令の規定に定める者とする。

(1) 略

(2) 介護保険法第70条第2項第1号及び第115条の2第2項第1号 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第126条の4の2及び第140条の17の2

(3) 略

別表第1（第2条、第3条、第7条、第8条、第10条、第13条、第14条、第15条関係）

社会福祉施設等	法令
1～9 略	
10 介護保険法第41条第1項に	略

規定する指定居宅サービスの事業及び同法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスの事業	
10の2 <u>介護保険法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援の事業及び同法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援の事業</u>	<u>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）</u>
11 介護保険法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設	略
12～19 略	

規定する指定居宅サービスの事業及び同法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスの事業	
11 介護保険法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設	略
12～19 略	

別表第2（第3条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
略			
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	略		
<u>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準</u>	<u>第29条第2項</u>	<u>2年間</u>	<u>5年間</u>
指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	略		
略			

別表第2（第3条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
略			
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	略		
指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	略		
略			

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

25長寿第63605号
平成26年3月28日

各介護保険事業者等管理者 殿

香川県健康福祉部長寿社会対策課長
(公 印 省 略)

社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に係る質問について

香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第52号）については、一部改正され平成26年4月1日から施行されます。この度、一部改正に関して考えられるご質問に対する回答について、従来の回答に加筆し、別添のとおりお知らせします。

つきましては、介護サービス事業の運営に当たっては、別添の内容にも留意いただき、適切な対応をお願いします。

香川県健康福祉部長寿社会対策課 施設サービスグループ 在宅サービスグループ TEL：(087) 832-3266 (087) 832-3274

社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に係る質問に対する回答

下線部加筆箇所

	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答
1	01 全サービス共通	3 運営	非常災害対策の具体的計画の揭示義務	概要とはどのようなものか。	立地環境などから想定される非常災害の内容、避難場所、避難経路、避難方法など、計画の骨子が記載されたものである。
2	01 全サービス共通	3 運営	非常災害対策の具体的計画の揭示義務	計画とは別に概要を作成して揭示しなければならないのか。	計画全体を揭示しても支障はない。
3	01 全サービス共通	3 運営	非常災害対策の具体的計画の揭示義務	揭示の方法はどのようにすればよいか。	施設や事業者の見えやすい場所に概要や計画等を掲示することが望ましいが、スペースの制約がある場合などは計画等を受付などに備えて自由に閲覧できるようにしておくこと。
4	23 居宅介護支援	3 運営	非常災害対策の具体的計画の揭示義務	事務所には従業者以外の者がいることはないが、それでも揭示が必要か。	特に非常災害時には、迅速で的確な対応が求められることから、従業者への周知徹底を図り円滑な活動ができるようにするために、揭示を義務付けたものである。なお、上記のとおり、スペースの制約がある場合などは、計画等を自由に閲覧できる場所に備えておけばよいこととしている。
5	01 全サービス共通	3 運営	非常災害対策の具体的計画の揭示義務	居宅サービス事業では、計画にどのような内容を盛り込めばよいか	それぞれのサービス特性によって、盛り込むべき内容は異なってくる。基本的には、利用者の安全確保のために、非常災害時に円滑な活動ができるように定めるものである。例えば、訪問系サービスであれば、非常災害の内容に応じて、利用者毎の避難計画や事業所の連絡体制などを記載しておくことが必要である。また、居宅介護支援事業であれば、非常災害の内容に応じて利用者毎の避難支援（あらかじめ民生委員等に避難支援をお願いしておくなど）、安否確認方法や避難先での生活継続の可否の判断及び対応の手順などを記載しておくことが必要である。
6	01 全サービス共通	3 運営	災害時における他施設との連携・相互応援体制の構築	関係機関、地域住民等との連携協力体制の整備とは具体的にどのようなものか。	地元自治会との相互援助協定の締結や、地域で実施される防災訓練に施設としての参加、地域住民に施設の防災訓練に参加してもらうなどが考えられる。また、訪問系居宅サービス事業においては、特に、緊急時の対応として、近隣住民や自主防災組織、消防団との協力体制を確保しておくことが重要である。
7	01 全サービス共通	3 運営	災害時における他施設との連携・相互応援体制の構築	避難訓練の回数はいくつあるか。	県が作成した「高齢者施設における防災マニュアル作成の手引き」にも記載していますが、避難訓練については最低年2回以上実施するよう努めること。
8	01 全サービス共通	3 運営	研修機会の確保	社会福祉施設等が行う研修には、どのようなものが想定されるか。	老人福祉法、介護保険法等の運営基準に示されているとおり、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修や事故発生の防止のための研修は実施しなければならない。また、その他にも適切なサービスが提供できるよう、従業者の資質向上のために施設の実情に合った研修を実施する。 例えば、高齢者を理解するため、加齢による身体機能や精神面の変化・認知症等を理解するための研修、高齢者に提供する適切な介護技術、高齢者の権利擁護、高齢者虐待や身体拘束廃止等の研修である。
9	01 全サービス共通	3 運営	福祉サービスにおける外部評価等の実施	外部の者による評価とは、どのような方法があるのか。	例えば、各市町が実施している介護相談員制度の活用や第三者委員に評価を依頼するなどの方法で提供するサービスの質の向上を図るための評価を定期的実施することなどが考えられる。
10	01 全サービス共通	3 運営	給食における地産地消の推進	県産品を積極的に使用する取組みとして、どのようなものがあるか。	献立に県産品使用の割合を増やす取組み、地産地消の日を設定するなどして、県産食材を可能な限り使用した食事、県の特産品を使用した食事、地域の伝統食を提供する機会を増やす取組みなどが考えられる。
11	01 全サービス共通	3 運営	記録の整備	保存期間の起算時期であるサービス提供の完結の日とはいつのことか。	完結の日とは、利用者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとに、その書類と使わなくなった日とする。基本的には、介護報酬の過払いの場合の返還請求権が5年であることから保存期間を5年に延長した趣旨を踏まえ、サービス提供の完結の日とは、返還請求権の時効の起算日と同様に、事業者が介護報酬を受け取った日の翌日とする。ただし、5年は最低基準を定めたものであり、施設運営やサービス提供上必要となる記録については、延長して保存することが可能である。
12	01 全サービス共通	3 運営	記録の整備	保存対象となる記録は何か。	それぞれの法令に規定する基準に記載されている記録のことであるが、具体的には、ケアプランなど入所者に提供するサービス・処遇に関する計画、カルテ、看護記録、介護記録など提供した具体的なサービス・処遇の内容等の記録、身体拘束に関する記録、苦情記録、事故記録、勤務実績の記録などを記載した書類が該当する。
13	01 全サービス共通	3 運営	記録の整備	電子媒体で記録を保存してもよいか。	可能ですが、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の関係規定に基づき適切に対応することが必要である。
14	24 介護老人福祉施設	2 設備	特別養護老人ホームの居室定員	プライバシーの確保のための配慮とはどのようなものか。	プライバシーが確保されたものとは、例えば、壁やふすまのような建具を用いたり、また、アコーディオンカーテン、パーティションや家具などにより利用者同士の視線の遮断が確保されるようなものである必要がある。

高松市社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の制定における独自基準について

中核市の条例で定める基準については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの(以下「従うべき基準」という。)、厚生労働省令で定める基準を標準とするもの(以下「標準」という。)、厚生労働省令で定める基準を参酌するもの(以下、「参酌すべき基準」という。)に区分されました。

本市では、「従うべき基準」および「標準」につきましては、厚生労働省令と同様ですが、「参酌すべき基準」の一部について、次のとおり独自基準を加えております。

1 特別養護老人ホーム等の居室定員(第3条第2項)

特別養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設の居室の定員について、現行の「4人以下」から「1人」に省令改正されたが、利用者の希望について調査を行った結果を踏まえ、「4人以下」とする。

2 ユニット型施設の入居定員(第3条第2項)

現行基準では、「おおむね10人以下」と規定されているが、市内の施設が10人以下であることを踏まえ、「おおむね」を削除して「10人以下」と定める。

3 記録の整備(第3条第2項)

入所者等に対する処遇又はサービスの提供に関する記録等の保存期間について、現行基準では「2年間」と規定されているが、介護報酬等の適正な取扱い(過払い発生時の対応等)やサービス向上の観点から、保存期間を「5年間」に延長する。

4 非常災害対策の具体的計画の揭示義務(第4条)

社会福祉施設等の設置者等(設置者若しくは開設者又は当該事業を行う者をいう。以下同じ。)は、非常災害対策に関する具体的な計画を作成し、施設又は事業所の見やすい場所に、その概要を揭示しなければならない。

5 災害時における他施設との連携・相互応援体制の整備(第5条)

社会福祉施設等の設置者等は、非常災害時の入所者又は利用者(以下「入所者等」という。)の安全の確保を図るため、あらかじめ他の社会福祉施設等相互間及び県、市町、関係機関、地域住民等との連携協力体制を整備するよう努めなければならない。

6 研修機会の確保(第6条)

社会福祉施設等の設置者等は、職員又は従業者の資質の向上のために、毎年具体的な研修計画を作成し、当該研修計画に基づき全ての職員又は従業者に対して研修を実施し、当該研修の結果を記録するほか、職員又は従業者の研修の機会を確保しなければならない。

7 福祉サービスにおける外部評価等の実施(第8条)

- (1) 社会福祉施設等の設置者等は、自ら当該社会福祉施設等に係る業務の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努めなければならない。(※現行基準でも義務付けされている。)
- (2) 社会福祉施設等の設置者等は、当該社会福祉施設等に係る業務の一層の改善を進めるため、定期的に外部の者による評価を受けるよう努めなければならない。(※(予)認知症対応型共同生活介護事業所については、現行基準でも義務付けされている。)

8 給食における地産地消の実施(第9条)

社会福祉施設等の設置者等は、食事を提供する場合は、入所者等の特性に配慮しつつ、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工した食品(当該食品を原材料とするものを含む。)を積極的に使用するよう努めなければならない。

9 地域との連携および災害時における要援護者の受入れ(第15条)

特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設は、その運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るとともに、災害時において要援護者を受け入れるなど、地域の高齢者福祉の拠点となるよう努めなければならないものとする。